

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公表番号】特表2015-509788(P2015-509788A)

【公表日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-022

【出願番号】特願2014-560032(P2014-560032)

【国際特許分類】

A 6 1 M	15/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/16	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/08	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/5383	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/50	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	15/00	Z
A 6 1 K	9/16	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	11/08	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 K	31/5383	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	31/12	
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 K	9/50	

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

呼吸に適した乾燥粒子からなる処理可能な乾燥粉末からなる密封されたレセプタクルであって、前記呼吸に適した乾燥粒子が、ナトリウム塩、任意の賦形剤、および1つ以上の治療剤からなり、前記治療剤の少なくとも1つが疎水性であり、前記処理可能な乾燥粉末が、5ミクロン以下の体積幾何中位径(VMGD)および0.1g/cm<sup>3</sup>超～約1.0g/cm<sup>3</sup>の嵩密度を有する、密封されたレセプタクル。

【請求項2】

疎水性の治療剤がイトラコナゾールである、請求項 1 記載の密封されたレセプタクル。

【請求項 3】

前記ナトリウム塩が、クエン酸ナトリウム、塩化ナトリウム、乳酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、およびそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項 1 または 2 記載の密封されたレセプタクル。

【請求項 4】

前記賦形剤が、1つ以上のアミノ酸、1つ以上の炭水化物、1つ以上の糖アルコール、およびそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項 1 ~ 3 いずれか記載の密封されたレセプタクル。

【請求項 5】

前記処理可能な乾燥粉末が、約1秒以下に1個の速度で複数のレセプタクル内に充填される、請求項 1 ~ 4 いずれか記載の密封されたレセプタクル。

【請求項 6】

前記レセプタクルの少なくとも 80 % が、標的充填重量の 85 % ~ 115 % 以内で充填される、請求項 5 記載の密封されたレセプタクル。

【請求項 7】

前記乾燥粉末が、約 5 ミクロン以下の質量中央空気力学径 (MMD) を有する、請求項 1 ~ 6 いずれか記載の密封されたレセプタクル。

【請求項 8】

前記呼吸に適した乾燥粒子が、噴霧乾燥されたものである、請求項 1 ~ 7 いずれか記載の密封されたレセプタクル。

【請求項 9】

呼吸器疾患の治療のための医薬の製造のための処理可能な乾燥粉末であって、前記処理可能な乾燥粉末が呼吸に適した乾燥粒子からなり、前記呼吸に適した乾燥粒子が、ナトリウム塩、任意の賦形剤、および1つ以上の治療剤からなり、前記治療剤の少なくとも1つが疎水性であり、前記処理可能な乾燥粉末が、5ミクロン以下の体積幾何中位径 (VMD) および 0.1 g / cm<sup>3</sup> 超 ~ 約 1.0 g / cm<sup>3</sup> の嵩密度を有する、処理可能な乾燥粉末。

【請求項 10】

前記呼吸器疾患が、真菌感染により引き起こされる、請求項 9 記載の処理可能な乾燥粉末。

【請求項 11】

気道感染病の治療のための医薬の製造のための処理可能な乾燥粉末であって、前記処理可能な乾燥粉末が呼吸に適した乾燥粒子からなり、前記呼吸に適した乾燥粒子が、ナトリウム塩、任意の賦形剤、および1つ以上の治療剤からなり、前記治療剤の少なくとも1つが疎水性であり、前記処理可能な乾燥粉末が、5ミクロン以下の体積幾何中位径 (VMD) および 0.1 g / cm<sup>3</sup> 超 ~ 約 1.0 g / cm<sup>3</sup> の嵩密度を有する、処理可能な乾燥粉末。

【請求項 12】

前記感染病が、真菌感染により引き起こされる、請求項 12 記載の処理可能な乾燥粉末。

【請求項 13】

前記呼吸に適した乾燥粒子が、51重量%未満のナトリウム塩、50重量%未満の賦形剤、および25重量%以上の治療剤からなる、請求項 1 記載のレセプタクル。

【請求項 14】

前記ナトリウム塩が硫酸ナトリウムであり、前記賦形剤がロイシンであり、前記治療剤がイトラコナゾールであり、前記呼吸に適した乾燥粒子が、約35重量%の硫酸ナトリウム、約50重量%のイトラコナゾール、および約15重量%のロイシンからなる、請求項 13 記載のレセプタクル。

【請求項 15】

前記ナトリウム塩が塩化ナトリウムであり、前記賦形剤がロイシンであり、前記治療剤  
がイトラコナゾールであり、前記呼吸に適した乾燥粒子が、約40重量%の塩化ナトリウ  
ム、約50重量%のイトラコナゾール、および約10重量%のロイシンからなる、請求項  
13記載のレセプタクル。